

(発電設備)

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する
キュービクル式の発電設備適合チェック表

確認者 会社名 _____ 名前 _____ ⑨ _____

項目	内 容		機 器 状 況	適 合	
外 箱	材 料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであるか	材料 []		
	板 厚	床面部分以外	1.6mm（屋外用のものは、2.3mm）以上であるか	板厚 [] mm	
		床面部分	板厚は1.6mm（屋外用のものは、2.3mm）以上であるか、板厚の基準を満たさない場合は、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものであるか	板厚 [] mm 若しくは 位置 []	
	開口部	防火戸（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する防火設備（網入りガラス入りは不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料。以下同じ）で固定）以上であるか（換気口、換気設備の部分は除く）	[適 ・ 否]		
	固 定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか	[適 ・ 否]		
	すき間	直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないか（配線の引出し口、換気口等も含む）	最大すき間 [] mm		
	外部 露出 設置 可能 機器	表示灯	カバーの材料は難燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第6号に規定する難燃材料）以上であるか	[適 ・ 否]	
			①冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管、②燃料の出し入れ口、③配線の引き出し口、④換気口及び換気装置、⑤内燃機関の排気筒及び排気消音器、⑥内燃機関の息抜き管、⑦始動用空気の出し入れ口 ①～⑦以外のものが露出していないか	[適 ・ 否]	
			上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられているか	[適 ・ 否]	
	機器 収納 状況		内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から10cm以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか	底面から [] cm ・防水措置	
		屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであるか	[適 ・ 否]		
		内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置が講じられているか	[適 ・ 否]		
		内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けられているか	[適 ・ 否]		
		電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、固定されているか	[適 ・ 否]		
換 気 装 置	全 般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか	[適 ・ 否]		
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面につき1/3以下であるか	[適 ・ 否]		
		自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられているか	[適 ・ 否]		
換気口	換気口には、金網、金属製がらり又は防火ダンパーが設けられているか	設置措置 []			

- 1 令和2年10日町地域広域事務組合告示第20号「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」に適合するものであるかについて 判定するものである。
- 2 「機器状況」欄には、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。
- 3 「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

(変電設備)

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する
キュービクル式の変電設備適合チェック表

確認者 会社名

名前

印

項目	内 容		機 器 状 況	適 合
外箱	材 料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであるか	材料 []	
	板厚	床面部分以外	1.6mm (屋外用のものは、2.3mm) 以上であるか	板厚 [] mm
		床面部分	板厚は1.6mm (屋外用のものは、2.3mm) 以上であるか、板厚の基準を満たさない場合は、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものであるか	板厚 [] mm 若しくは 位置 []
	開口部	防火戸(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する防火設備(網入りガラス入りは不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料)で固定))以上であるか(換気口、換気設備を除く)	[適 ・ 否]	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか	[適 ・ 否]	
	すき間	直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないか(配線の引出し口、換気口等も含む)	最大すき間 [] mm	
外部露出設置可能機器	表示灯	カバーの材料は難燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第6号に規定する難燃材料)以上であるか	[適 ・ 否]	
	配線用遮断器	金属カバーが付いているか	[適 ・ 否]	
	電圧計	ヒューズ等で保護されているか	[適 ・ 否]	
	電流計	計器用変成器を介しているか	[適 ・ 否]	
	スイッチ類(切替スイッチ含む)	難燃材料以上であるか	[適 ・ 否]	
		上記の他、引込み口、引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はないか	[適 ・ 否]	
		上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられているか	[適 ・ 否]	
機器収納状況		電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10cm以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか	底面から [] cm ・防水措置	
		電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定されているか	[適 ・ 否]	
配 線		引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか	[適 ・ 否]	
換気装置	全 般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか	[適 ・ 否]	
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面につき1/3以下であるか	[適 ・ 否]	
		自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられているか	[適 ・ 否]	
換気口	換気口には、金網、金属製がらり又は防火ダンパーが設けられているか	設置措置 []		

- 1 令和2年十日町地域広域事務組合告示第20号「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」に適合するものであるかについて 判定するものである。
- 2 「機器状況」欄には、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。
- 3 「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

(蓄電池設備)

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する
キュービクル式の蓄電池設備適合チェック表

確認者 会社名

名前

印

項目	内容	機器状況	適合	
外箱	材料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであるか	材料 []	
	板厚	床面部分以外	1.6mm (屋外用のものは、2.3mm) 以上であるか	板厚 [] mm
		床面部分	板厚は1.6mm (屋外用のものは、2.3mm) 以上であるか、板厚の基準を満たさない場合は、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものであるか	板厚 [] mm 若しくは位置 []
	開口部	防火戸(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する防火設備(網入りガラス入りは不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料。以下同じ)で固定))以上であるか	[適 ・ 否]	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか	[適 ・ 否]	
	すき間	直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないか(配線の引出し口、換気口等も含む)	最大すき間 [] mm	
	外部露出設置可能機器	表示灯	カバーの材料は難燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第6号に規定する難燃材料。以下同じ)以上であるか	[適 ・ 否]
		配線用遮断器	金属カバーが付いているか	[適 ・ 否]
		スイッチ類(切替スイッチ含む)	難燃材料以上であるか	[適 ・ 否]
		電圧計	ヒューズ等で保護されているか	[適 ・ 否]
上記の他、電流計、周波数計、引込み口、引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はないか			[適 ・ 否]	
	上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられているか	[適 ・ 否]		
機器収納状況		蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から10cm以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか	底面から [] cm ・防水措置	
		鉛蓄電池を収納するものは、鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されているか、又はシール形蓄電池を収納するものであるか	[適 ・ 否]	
		蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画されているか	[適 ・ 否]	
		充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器が設けられているか	[適 ・ 否]	
点検機器	蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられているか	[適 ・ 否]		
	次の換気装置が設置されているか(換気設備を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれがない場合は除く)	[適 ・ 否]		
換気装置	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面につき蓄電池を収納する部分は1/3以下、充電装置等を収納する部分にあっては、2/3以下であるか	[適 ・ 否]	
		自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられているか	[適 ・ 否]	
	換気口	換気口には、金網、金属製がらり又は防火ダンパーが設けられているか	設置措置 []	

- 令和2年10月町地域広域事務組合告示第20号「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」に適合するものであるかについて 判定するものである。
- 「機器状況」欄には、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。
- 「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。